

令和2年4月1日 役員会決定

(前文)

国立大学法人東海国立大学機構（以下「機構」という。）は、機構が設置する国立大学（以下「大学」という。）それぞれの強みや特色を明確にした研究力の強化、大学間の相互補完などによる教育力の強化、及びそれらの社会への還元を目的として設置された。

機構において、大学経営上の資源を相互利用しつつ、経営の高度化、教育研究環境の整備、教育の共同実施、施設・大型機器マネジメントの共同化、産業界との対話・窓口の拡充及び連携強化、産学連携マネジメントの共有化などを進め、機構の使命と役割を果たすには、機構が保有する情報やシステム、データ、コンテンツ等（以下「情報資産」という。）の利活用は必要不可欠な要素である。機構は、情報資産の重要度に応じた情報の機密性、完全性、可用性の確保を目的とし、国立大学法人東海国立大学機構情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を定める。

I. 基本方針

(基本姿勢)

- 第1条 機構は「世界屈指の研究機能・世界水準の高等教育機能」と「東海地域の持続的発展に貢献する機能」を強化し、大学・産業界・地域の発展の好循環モデルを創出するために、機構長のリーダーシップの下、安心・安全な情報環境とそれを支える組織を整え、これを維持し、学術の府としての社会的責任を果たす。
- 2 機構は、情報セキュリティインシデントを未然に防止し、教育研究及び付随業務の円滑な遂行が可能な情報基盤の確立を目指す。
- 3 機構は、情報セキュリティインシデントが発生した場合には、その被害の最小化と迅速な復旧、再発防止に努める。
- 4 機構は、情報セキュリティにおける役割と責任を明確にし、情報セキュリティマネジメントシステムによる、情報基盤の継続的な改善に努める。

(法令等の遵守)

- 第2条 機構は、社会倫理の尊重、著作権保護、知的財産権保護、個人情報保護、情報セキュリティインシデント発生防止等において法令遵守を通して、安全・安心と信頼に応える情報セキュリティ環境を構築・運用する。
- 2 機構が保有する情報資産の取り扱いに関しては、関連する法令や規制等を遵守するとともに、別途定める「東海国立大学機構情報格付け基準」を遵守する。

(適用範囲)

第 3 条 ポリシーの適用範囲は以下の各号に定めるとおりとする、

(1) 適用対象資産

機構が保有するすべての情報資産とする。

(2) 適用対象者

機構の構成員（機構及び大学に所属するすべての構成員）、及び機構の教育研究活動及び事業活動に関わるすべての関係者（外部委託業者、共同研究者、来学者等）とする。

(適用対象者の義務)

第 4 条 適用対象者はポリシーに基づく他、機構及び各大学において別途定める情報セキュリティ関連規程を遵守しなければならない。

## II. 情報セキュリティ体制

(セキュリティ組織の設置)

第 5 条 機構は、機構の情報セキュリティの確保及び向上を行うため、情報セキュリティ組織を設置する。

(機構 CISO・機構副 CISO)

第 6 条 機構は、最高情報セキュリティ責任者（以下「機構 CISO」という）を置く。

2 機構 CISO は、機構全体における情報セキュリティに関する責任を負う。

3 機構は、機構副 CISO を置くことができる。

(機構情報セキュリティ室)

第 7 条 機構は、機構情報セキュリティ室を置く。

2 機構情報セキュリティ室の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

## III. その他

(例外措置)

第 8 条 ポリシーを含む機構の情報セキュリティ関連規程の適用が、機構の教育研究活動および事業活動における適正な遂行を著しく妨げる等の理由により、当該規程の定めとは異なる代替方法を採用すること、又は、同規程を適用しないことが相当であると機構情報連携統括本部会議において認められる場合は、別途定める例外措置に基づき対応することができるものとする。

(雑則)

第 9 条 ポリシーに定めのない事項で、機構情報連携統括本部会議が必要と認める場合は、機構情報連携統括本部会議の審議に基づき定めることができるものとする。

附 則

本ポリシーは、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。